小規模企業者新分野展開モデル事業

１　目的

小規模企業者が従来対象としていなかった市場へ展開し、取引額の拡大を図ることを目的に、環境・福祉・医療分野での新規事業展開における成功事例を提示するモデル事業を委託することで、市内の小規模企業者の創意工夫による製品の開発と競争力の強化を目指します。

２　対象者

以下の全てを満たす金沢市内の小規模企業者を対象とします。

⑴ 製造業、情報サービス業、映像・音声制作業、デザイン業その他これらに類する業を営む者

⑵ 引き続き１年以上、市内に主たる事業所又は生産施設を有する者

⑶ 過去に当該事業を受託していない者

⑷ 市税を滞納していない者

３　委託内容

⑴ 委託事業

① 現在、自らが実施している事業分野とは異なる分野で、かつ、環境・福祉・医療のいずれかの事業分野において、新たに製品・サービスを開発すること

② 公開での成果報告会で事業内容、結果を発表すること

注．当該委託事業について、他の行政機関等（国、県、市町村、公益法人など）から補助金・委託金などの交付を受けている、又は交付申請中である場合は対象外とします。

⑵ 委託料（契約金額）

上限１，０００千円（消費税額を含む）

⑶ 採択件数

２件程度

４　委託経費

委託事業を実施するために必要となる経費(注１)で以下に掲げるものとします。

⑴ 原材料費

対象事業を行うために必要な材料を購入するために支払われる経費

⑵ 部品費

対象事業を行うために必要な部品を購入するために支払われる経費

⑶ 機械設備費（注２）

対象事業を行うために必要な機械設備を購入・改良・設置するために支払われる経費

⑷ 治具費

対象事業を行うために必要な治具を購入・設置するために支払われる経費

⑸ 工具費

対象事業を行うために必要な工具を購入するために支払われる経費

⑹ 外注加工費（注３）

対象事業を行うために必要なものについて、申請者に技術・ノウハウ等がないために、やむを

得ず他の企業等に外注するために支払われる経費

⑺ 工業所有権導入費

開発・改良した製品・技術等について特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を取得するための経費

⑻ リース料（注４）

対象事業を行うために必要なものをレンタル又はリースするために支払われる経費

⑼ システム開発経費（注５）（情報サービス業を営む者のみ）

当該ソフトウェア開発（組み込みソフトウェアを除く）に直接関与する社内開発従事者の従事時間に対し支払われる直接人件費

⑽ その他市長が必要と認める経費

５　選考

⑴ 選考方法

小規模企業者新分野展開モデル事業選考委員会において書類選考及び選考委員会でのプレゼンテーションを実施し、その意見を聴いて委託事業者を選考します。（書類選考を通過した申請者は選考委員会において、申請書類及び事業計画等について説明を行っていただきます。）

なお、選考委員会は非公開で行われ、選考経過に関する問合せには応じられません。

⑵ 選考基準

次のような観点で採点を行います。

なお、事業終了時に一定の成果が発表でき、数年内に実用化（商品化）が見込めることを条件とします。

①新規性

②実用性

③技術性

④販路・市場性

⑤事業実施体制

６　採択後の手続き

⑴ 委託契約の締結

⑵ 進捗状況調査（随時）

⑶ 成果などの報告

委託期間終了日までに成果報告会を開催いたしますので、開発の成果について発表を行っていただきます。（３月下旬を予定）